

刈谷市分別収集計画

第 11 期（令和 8～12 年度）

令和 7 年 9 月

愛 知 県 刈 谷 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み の算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	6
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	7
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

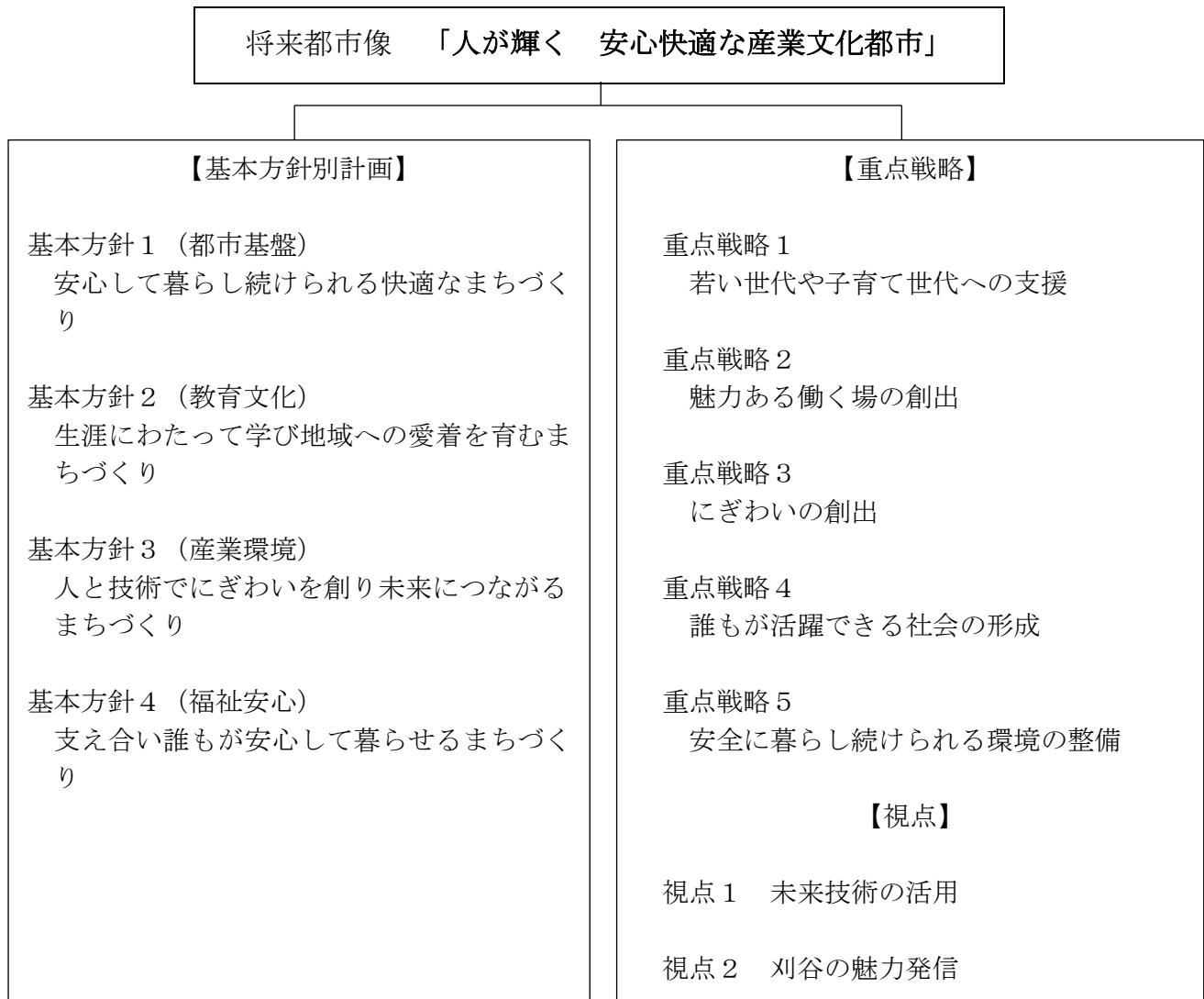
1 計画策定の意義

本市の第8次総合計画では、将来都市像を「人が輝く 安心快適な産業文化都市」とし、その実現に向けて4つの基本方針、20の基本施策からなる基本方針別計画を策定し、各方針における施策を推進するとともに、5つの重点戦略を掲げ、戦略的に取り組んでいます。ごみの減量化・資源リサイクルの推進については「安全に暮らし続けられる環境の整備」に位置づけています。これは市民や事業者等との連携により、環境教育の充実を図るとともに、循環型社会や脱炭素社会の形成に向けた取組を推進するものです。

そのためには、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で環境活動に取り組み、地球環境を保全し、環境にやさしいライフスタイルに転換していく必要があります。

本計画は、一般廃棄物処理基本計画を踏まえ、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、本市の容器包装廃棄物の排出量の見込み、排出抑制のための方策や、分別収集の実施に関し、重要な事項を示すことで、市民・事業者・行政それぞれが果たす役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするものです。

本計画の推進により、環境に配慮した持続可能な社会の形成を図ります。



2 基本的方向

本計画を実施するに当たり、次のとおり基本的方向を示します。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) 市民・事業者・行政の連携と協働による環境負荷の低減
- (3) 環境教育・普及啓発の推進により、廃棄物に対する意識の向上

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

単位：t

年 度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
容器包装廃棄物	4,505	4,472	4,440	4,440	4,438
製品プラスチック	0	0	436	439	443

【内 訳】

スチール製容器	96	95	94	94	94
アルミ製容器	126	124	124	124	124
無色ガラス製容器	262	260	258	258	258
茶色ガラス製容器	219	218	216	216	216
その他ガラス製容器	227	225	223	223	223
飲料用紙製容器	28	28	28	28	28
段ボール	992	985	978	978	977
紙製容器包装	337	335	332	332	332
ペットボトル	375	372	370	370	370
プラスチック製容器包装	1,843	1,830	1,817	1,817	1,816
製品プラスチック	0	0	436	439	443

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施します。

なお、実施にあたっては、市民、事業者、行政が一体となって、相互に協力・連携をとりながら進めます。

（1）市民の役割

市民はごみの排出者としての責任を自覚し、マナーを守り、ごみを減らす工夫をするとともに、資源のリサイクルという観点に立って、積極的に再生品を利用し、行政の行う施策に協力するよう努めます。

市 民 の 役 割	
商品購入時の取り組み	マイバッグの持参による紙袋やレジ袋の自粛
	簡易包装への協力
	詰め替え用容器の使用及び使い捨て商品の自粛
	再生品や再利用可能商品の購入
ごみ排出時の取り組み	分別排出の徹底
	資源回収、業者回収、店頭回収への協力
リサイクル活動への積極的な取り組み	ごみの適正排出
	行政や地域行事への参加
	家庭内での環境教育

（2）事業者の役割

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理するとともに、減量、資源化を促進します。

また事業を行うに際しては、製品が容易にごみにならないよう配慮するとともに、不用品となったものを再生資源として利用することを促進します。

事 業 者 の 役 割	
販売店の取り組み	簡易包装の推進
	店頭回収への協力
製造・流通業者の取り組み	詰め替え製品への転換
	ごみを排出しない生産工程の確立
	ごみになりにくい製品の開発
	資源回収ルートの確立
	容器包装廃棄物（梱包材）の排出抑制と再利用

（3）行政の役割

行政は市民及び事業者に対して、ごみの減量、資源化についての意識の向上を図るとともに、再利用を目的とした分別収集体制の充実に努めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集を行う容器包装廃棄物の種類及び分別区分を下表のとおり定めます。

また、市民の協力、市が有する再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下記右欄のとおりとします。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	空き缶・金属類
主としてアルミ製の容器	アルミ缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製の容器 茶色のガラス製の容器 その他のガラス製の容器	空きビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	古紙類(段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第 8 条第 2 項第 4 号)

単位：t

	R8 年度		R9 年度		R10 年度		R11 年度		R12 年度	
主としてスチール製の容器	91		90		90		90		90	
主としてアルミ製の容器	121		120		119		119		119	
無色のガラス製の容器※	236		234		232		232		232	
	A 0	B 236	A 0	B 234	A 0	B 232	A 0	B 232	A 0	B 232
茶色のガラス製の容器※	197		196		195		195		195	
	A 0	B 197	A 0	B 196	A 0	B 195	A 0	B 195	A 0	B 195
その他のガラス製の容器※	204		202		201		201		201	
	A 204	B 0	A 202	B 0	A 201	B 0	A 201	B 0	A 201	B 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	24		24		23		23		23	
主として段ボール製の容器	916		910		903		903		903	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの※	202		201		200		199		199	
	A 0	B 202	A 0	B 201	A 0	B 200	A 0	B 199	A 0	B 199
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの※	338		335		333		333		333	
	A 0	B 338	A 0	B 335	A 0	B 333	A 0	B 333	A 0	B 333
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの※	1,106		1,098		1,090		1,090		1,090	
	A 1,106	B 0	A 1,098	B 0	A 1,090	B 0	A 1,090	B 0	A 1,090	B 0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)※	0		0		436		439		443	
	A 0	B 0	A 0	B 0	A 436	B 0	A 439	B 0	A 443	B 0

注) ※の項目について、下段のAは容リ協への引渡し予定量を、Bは市の独自処理予定量を示します。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
＝ 令和6年度処分量実績×排出量伸び率

※ 排出量伸び率については、刈谷市一般廃棄物処理基本計画のごみ排出量の推計の伸び率を勘案して算出しました。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者（主体）は次のとおりとします。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬	選別・保管等
スチール製容器	不燃ごみ	委託業者による定期回収	保管は市 選別は民間業者
	空き缶・金属類	委託業者による定期回収	
		市による拠点回収 市民団体による集団回収	民間業者
アルミ製容器	アルミ缶	委託業者による定期回収	保管は市 選別は民間業者
		市による拠点回収	
		市民団体による集団回収	民間業者
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	空きビン	委託業者による定期回収	委託業者
		市による拠点回収	
飲料用紙製容器	紙製容器包装	委託業者による定期回収	委託業者
	牛乳パック	市による拠点回収	民間業者
		市民団体による集団回収 店頭回収	民間業者
段ボール	古紙類 (段ボール)	委託業者による定期回収	委託業者
		市による拠点回収	民間業者
		市民団体による集団回収	
紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による定期回収	委託業者
		市による拠点回収	
ペットボトル	ペットボトル	直営・委託業者による 定期回収	市
		市による拠点回収	
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装（製品 プラスチック）	委託業者による定期回収	市
	白色トレイ	市による拠点回収 店頭回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集における現有施設及び処理能力等は以下のとおりです。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	不燃ごみ	指定回収袋 金属コンテナ	パッカー車 平ボディ車	ストックヤード (保管)
	空き缶・金属類			
アルミ製容器	アルミ缶	指定回収袋 フレコンバッグ	パッカー車	ストックヤード (保管)
ガラス製容器 (無色・茶色・その他)	空きビン	指定回収袋 プラスチックコンテナ	平ボディ車	委託業者施設 (選別)
飲料用紙製容器	紙製容器包装	指定袋	パッカー車 平ボディ車	委託業者施設 (選別・圧縮)
	牛乳パック	フレコンバッグ		
段ボール	古紙類 (段ボール)	平積み	パッカー車	委託業者施設 (選別・圧縮)
紙製容器包装	紙製容器包装	指定袋 フレコンバッグ	パッカー車 平ボディ車	委託業者施設 (選別・圧縮)
ペットボトル	ペットボトル	指定回収袋 フレコンバッグ	パッカー車	ストックヤード (保管) 減容工場 (選別・圧縮)
プラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装 (製品プラスチック)	指定袋 金属コンテナ	パッカー車 アームロール車	ストックヤード (保管) 減容工場 (選別・圧縮) 委託業者施設 (選別・保管)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画を実施するにあたり、次の取り組みを重点的に推進します。

(1) 意識の改革

- ① 普及啓発、環境教育の推進を図ります。
 - ・市広報誌、ホームページ等を通じた環境負荷低減のPR及び啓発
 - ・ごみの3Rに関する啓発物の作成
 - ・かりや出前講座等による環境学習の支援
 - ・「循環型社会構築のための環境実践事業」による市民の環境問題への意識啓発
 - ・児童・生徒向けの環境関連副読本の配付
 - ・ごみ散乱防止推進員による啓発等、地域の環境リーダーの育成
- ② ごみの適正な分別収集・排出の徹底を図るため、自治会等による可燃ごみ置き場、ごみステーションでの指導、助言を支援します。
- ③ 市民、事業者、行政等で構成する「刈谷市ごみ減量化推進会議」を通じて、一体となつてごみの減量化を推進します。

(2) 資源回収の促進

- ① 市のホームページやごみ収集カレンダー、リーフレットに掲載する分別・排出方法の内容を充実させ、分別排出を促進します。
- ② 分別収集に協力する地区に対する報償金の交付、自主的に資源回収活動を実施する団体への奨励金の交付及び常設の資源回収所の新規設置に対する補助を行い、資源回収量の向上を図ります。
- ③ 不燃ごみに含まれる容器包装廃棄物等を再分別し、資源としてリサイクルします。
- ④ さらなる廃棄物の抑制、分別を促進するため、家庭ごみ有料化制度導入の検討を行います。

(3) 事後評価と課題の検討

毎年度の取り組み実績を「刈谷市ごみ減量化推進会議」で公表するとともに、一般廃棄物処理基本計画と整合を図りながら、課題を整理し、次回の計画改定に反映させます。

刈谷市役所 産業環境部 ごみ減量推進課

〒448-0838 刈谷市逢妻町2丁目26番地1

TEL (0566) 21-1705 FAX (0566) 26-0507

E-MAIL genryou@city.kariya.lg.jp